

◎高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日からは、高額な外来診療を受けるとき、限度額適用認定証や被保険者証を提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口で限度額認定証を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。詳しいことについては、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、町民課、それ以外の医療保険に加入されている方は、各保険者へお問い合わせください。

◎交通事故などによるけがで治療を受けるときは届出が必要です

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方で、交通事故など、第三者(相手)の行為によりけがをされたときでも、届出により医療保険を使って治療を受けることができます。

万が一、交通事故などに遭われたときは、速やかに「第三者行為による傷病届」を届け出てください。

■問い合わせ：町民課 ☎ 893-1117

入札結果のお知らせ (平成24年1月～3月)

入札日	入札方法	工事名	工事場所	工事担当課	落札金額(円)	落札業者
2月9日	指名競争入札	林道土居柳野線1号箇所災害復旧工事	下八川	吾北建設課	10,920,000	大洋建設株式会社



いの警察署からのお知らせ

いの警察署 ☎ 893-1234

自転車安全利用五則を守りましょう

自転車は、買い物や通勤・通学、また運動不足の解消や最近のエコブームなどにより、利用者が増加しています。しかし、気軽な乗り物であることから、正しいルールを知らずに危険な乗り方をして交通事故に遭う人が絶えません。事故の被害者にも加害者にもならないよう、自転車の通行ルールを理解し、正しいマナーを心掛けましょう。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- 例外的に歩道通行ができるのは、
- 右図の標識のある歩道
 - 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者
 - 内閣府令で定める障害のある身体障害者
 - 車道通行が危険な場合など



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

■ 夜間はライトを点灯



■ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



■ 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止



⑤ 子どもはヘルメットを着用



地震災害に備えよう

日本は、世界有数の地震多発国で、昔から多くの大地震に襲われてきました。地震や津波はいつ起こるか分からず、防ぎようがない自然現象ですが、「いざ」というときに慌てず適切な行動がとれるようにしておくことが大切です。

今後の地震予測では、次表のとおり巨大地震の発生が危惧されており、



※中央防災会議(平成24年1月1日)

地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海地震	8.4前後	同時8.5前後	20%程度	60%程度	90%程度
東南海地震	8.1前後		20%程度	60%程度	90%程度以上もしくはそれ以上